

広島県公安委員会告示第 36 号

道路交通法（昭和 35 年法律第 105 号）第 108 条の 32 の 2 第 5 項の規定により、運転免許取得者教育の認定を受けた者であった次の者の認定を取り消したので、運転免許取得者教育の認定に関する規則（平成 12 年国家公安委員会規則第 4 号。以下「規則」という。）第 12 条の規定により、次のとおり公示する。

平成 20 年 4 月 21 日

広島県公安委員会  
委員長 神 谷 ゆかり

名 称	住 所	代表者の氏名	施設の名称	施設の所在地	課程の区分	課程の名称	取消年月日
財団法人広島 県交通安全協 会	広島市佐伯区 石内南三丁目 1 番 1 号	渡 邊 一 秀	広島県福山自 動車学校	福山市津之郷 町大字加屋 58 番地の 2	規則第 1 条第 1 号 に規定する課程	広島県公安委員会 認定四輪車コース	平成 20 年 3 月 31 日
					規則第 1 条第 2 号 に規定する課程	広島県公安委員会 認定二輪車コース	
					規則第 1 条第 3 号 に規定する課程	広島県公安委員会 認定高齢者特定 A 課程	
					規則第 1 条第 4 号 に規定する課程	広島県公安委員会 認定高齢者コース	
					規則第 1 条第 6 号 に規定する課程	広島県公安委員会 認定特定 B 課程 広島県公安委員会 認定特定 C 課程	
					規則第 1 条第 7 号 に規定する課程	広島県公安委員会 認定自動二輪二人 乗り課程	
					規則第 1 条第 8 号 に規定する課程	広島県公安委員会 認定総合コース	